

「施工時期が真夏日となる場合の現場管理費補正の試行について」 Q & A

Q 1 : 補正の対象工事は、どの工事か。

A 1 : 令和 3 年 11 月 29 日以降に公告した、水道事業実務必携を適用して積算している工事で、主たる工種が屋外作業である工事です。(機械設備工事、建築工事は対象外です。)

Q 2 : 随意契約の工事も対象となるのか。

A 2 : 随意契約の工事も補正の対象となる場合がありますので、特記仕様書を確認してください。

Q 3 : 補正対象工事であるかどうか、判断がつかない場合はどうするのか。

A 3 : 特記仕様書を確認してください。

Q 4 : 対象工事であれば、全ての工事で補正をするのか。

A 4 : 工事受注者が補正を希望する場合に対象になります。

Q 5 : 工事受注者が補正を希望する場合、いつまでにどのような形で申し出ればよいか。

A 5 : 工事着手前に施工計画書へ工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し提出してください。

Q 6 : 工場製作を含む場合はどのように算定するのか。

A 6 : 工場製作を含む工事の場合は、工場製作のみを実施している期間を対象期間から除きます。工場製作実施期間中に現場で作業を行った日は対象期間に含めます。

Q 7 : 工事を一時中止した場合はどのように算定するのか

A 7 : 工事全体を一時中断している期間は、対象期間から除きます。また、年末年始 6 日間 (12/29~1/3)、夏季休暇 3 日間 (8/13~8/15) も対象期間から除きます。

Q 8 : 対象期間として、土曜日や日曜日などの休日やゴールデンウィークなどの休工日となる日数は対象期間に含まれるのか。

A 8 : 年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中断している期間は対象期間から除きますが、土曜日や日曜日などの休日やゴールデンウィークなどの休工日となる日数は対象期間に含まれます。

Q 9 : 真夏日として作業を行った日数について、特定の報告様式はあるのか。

A 9 : [横須賀市ホームページ](#)>総合案内>水道・下水道>事業者のみなさまへ>設計積算に係る基準等(上水道)にある「真夏日率算定表」を使用してください。

Q10 : 真夏日率の計算において、休日などの休工日で真夏日に該当する日は「対象期間

中の真夏日」 として日数を計上するのか。

A10：休工日でも真夏日に該当する日は、対象期間中の真夏日に計上します。

Q11：昼作業における最高気温は、具体的な適用時間は 9:00～17:00 など施工計画書で定めた標準的な作業時間帯とするのか、それとも日毎の実作業時間帯とするのか。

A11：昼間施工であれば、その日の実作業時間帯にかかわらず、日最高気温が 30 度以上（環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いる場合は、WBGT が 25 度以上）の場合を真夏日とします。

Q12：夜間工事の場合、最高気温はどのように扱うのか。

A12：夜間作業の場合は、作業時間帯の最高気温が 30 度以上（環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いる場合は、WBGT が 25 度以上）の場合を真夏日とします。作業時間帯が日付をまたぐ場合、それぞれの日の作業時間帯の最高気温で真夏日を判断します。両方の日付で真夏日となる場合は、両方の日が対象となります。

Q13：現場着手当初に施工時期が真夏日となる場合の補正の希望を申し出たが、結果的に真夏日率等算定表などをしゅん工届提出日の 20 日前までに提出しなかった場合は減点などになるのか。

A13：補正が適用されないだけで、減点などはありません。

Q14：対象工事として補正を希望する場合、施工計画書には何を記載するのか。

A14：工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載してください。

その他

※上記内容により難しい場合は監督員と協議によるものと想定しています。